

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の見直しについて

(※平成 18 年度間の調査から、見直した調査方法により調査を実施する。)

#### 1. 調査範囲の拡大について

全ての調査において、国・公・私立学校を調査対象とするとともに、中等教育学校も調査対象に加えた。

#### 2. 「いじめ」の状況に関する調査について

いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直す。

##### 【平成 17 年度調査までの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

##### 【平成 18 年度調査からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注 5) けんか等を除く。

いじめの「発生件数」を「認知件数」に改めるとともに、学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査など児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるよう留意。

いじめの早期発見に関連して、いじめられた児童生徒が周囲の誰に相談したかが分かるよう調査項目を追加。

「いじめの態様」を昨今の状況等も踏まえて整理。

認知した個々のいじめについて、学校がどのように対応したかがわかるよう、調査項目を追加。

いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について、調査を追加。